

○東松山市子育て支援センター条例

平成 16 年 12 月 24 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子育てに関する悩みの解消及び子育て世代間の連携に必要な支援をし、地域や家庭における子育て環境の向上を図るため、東松山市子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東松山市子育て支援センターソーレ	東松山市松本町一丁目 9 番 19 号
東松山市子育て支援センターマーレ	東松山市高坂二丁目 23 番地 3

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに関する相談及び助言
- (2) 子育てに関する学習機会の提供
- (3) 子育てに関する情報の提供
- (4) 親同士の交流の場の提供
- (5) 子育てサークルの育成及び支援
- (6) 子供たちが自由に遊べる場の提供
- (7) その他子育てを支援するために必要な事業

(職員)

第 4 条 センターに所長その他の必要な職員を置く。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 東松山市子育て支援センターソーレ 木曜日並びに 1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日までの日
- (2) 東松山市子育て支援センターマーレ 水曜日並びに 1 月 1 日から 3 日

まで及び12月29日から31日までの日

2 市長は、前項に定めるもののほか、管理上必要があるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(利用者の範囲)

第6条 センターを利用できる者は、0歳から3歳までの乳幼児及びその保護者等とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用申請)

第7条 センターを利用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、急を要すると認めたときは、この限りでない。

(入館料)

第8条 センターの入館料は、別表に定めるとおりとする。

2 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、入館の際、入館料を納付しなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 利用者は、自己の責任に帰すべき事由によりセンターの設備等を損傷し、又は備品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(東松山市子育て支援センター運営委員会)

第11条 センターに東松山市子育て支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの管理運営に関し、市長の諮問に応じる機関とする。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 児童福祉に関する事業に従事する者

(2) センターの利用者

(3) 知識経験を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第13条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等なセンターの利用を確保することができること。

(2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。

(3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確

保することができること。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に規定する業務
- (2) センターの休館日又は利用時間の変更に関する業務
- (3) センターの利用許可に関する業務
- (4) 入館料の納付に関する業務
- (5) 利用料金(第18条に規定する利用料金をいう。)の免除に関する業務
- (6) 原状回復に関する業務
- (7) センターの施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(管理の基準等)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第13条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続すること

が適当でないと認められるとき。

- 2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

- 第17条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

- 第18条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、別表に定める入館料の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 3 8 年東松山市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 2 号)

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 3 月 2 7 日条例第 2 5 号)

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 2 3 日条例第 5 号)

この条例は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 2 7 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 2 条を第 1 9 条とし、第 1 1 条の次に 7 条を加える改正規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から、第 2 条及び第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定は平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松山市子育て支援センター条例 (以下「新条例」という。) 第 1 2 条の指定管理者に東松山市子育て支援センターの管理を行わせるときは、改正前の東松山市子育て支援センター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分 (平成 2 7 年 4 月 1 日以後の利用に係るものに限る。) は、新条例の相当規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の処分とみなす。

附 則 (平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日条例第 3 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 1 0 月 1 日条例第 2 6 号)

この条例は、土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号) 第 1 0 3 条第 4 項の規定による東松山都市計画事業高坂駅東口第一土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

別表 (第 8 条、第 1 8 条関係)

区分	単位	金額
----	----	----

市内に住所を有する保護者等	1 人 1 日	1 0 0 円
市外に住所を有する保護者等	1 人 1 日	2 0 0 円

備考

- 1 センターを6ヶ月間継続して利用する保護者等に係る当該期間の入館料については、以下の区分のとおりとすることができる。
 - (1) 市内に住所を有する保護者等 1, 0 0 0 円
 - (2) 市外に住所を有する保護者等 2, 0 0 0 円
- 2 相談のみを目的とした入館については、無料とする。
- 3 保護者等のうち小学生以下の者の入館については、無料とする。
- 4 市内に住所を有する新生児の保護者等の入館については、当該新生児の出生の日から1年間無料とする。